八　その死亡日の直前の経営贈与報告基準日（経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が法第七十条の七第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して一年を経過する日までの間に死亡した場合には、当該贈与税の申告書の提出期限。次号及び次項において同じ。）の翌日から当該死亡日までの間に認定贈与承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合、会社分割をした場合又は解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）をした場合には、その旨

九　その死亡日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該死亡日までの間に経営承継受贈者につき法第七十条の七第五項又は第六項の規定により納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額がある場合には、同条第五項又は第六項の各号の上欄のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中贈与税額及びその明細

十　その他参考となるべき事項

28　施行令第四十条の八第三十五項に規定する財務省令で定める書類は、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社に係る次に掲げる書類とする。

一　その死亡日における定款の写し

二　登記事項証明書（その死亡日以後に作成されたものに限る。）

三　その死亡日における株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該認定贈与承継会社が証明したものに限る。）

四　その死亡日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該死亡日までの間に終了する各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

五　その死亡日における従業員数証明書

六　その死亡日が経営贈与承継期間内である場合には、円滑化省令第十二条第十三項の確認書（同条第五項ただし書又は第十一項に係るものに限る。）の写し及び同条第六項又は第十二項の報告書の写し

七　その死亡日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該死亡日までの間に会社分割又は組織変更があつた場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

八　その死亡日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該死亡日までの間に合併又は株式交換等があつた場合には、当該合併又は株式交換等に係る第二十五項各号に掲げる書類（経営贈与承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があつた場合には、同項第二号ニに掲げる書類を除く。）

九　その他参考となるべき書類

第二十三条の九第二十九項第一号及び第二号中「の贈与者」を「に係る贈与者」に改め、同条第三十一項第一号イ(1)及び(2)中「確認できる書類」の下に「（当該認定贈与承継会社が証明したものに限る。）」を加え、同条第三十二項中「第四十条の八第三十五項」を「第四十条の八第三十六項」に改め、同条第三十三項中「に係る認定贈与承継会社の非上場株式等」を削り、同条第三十五項第一号中「同項に規定する」を削り、同項第二号中「贈与者から」の下に「法第七十条の七第一項の規定の適用に係る」を加え、「法第七十条の七第一項」を「同項」に改め、同項第三号中「を受ける」を「に係る」に改める。

第二十三条の十第一項中「第六条第一項第八号ト(1)(i)」を「第六条第一項第八号ト(3)(i)」に改め、同条第五項中「及び」の下に「同項に規定する」を加え、同条第七項中「第二十八項第一号イ」を「第二十九項第一号イ」に改め、同条第九項中「相続の開始の時」を「相続の開始の直前」に改め、「当該相続の開始の直前において、」を削り、同条第十項中「第四十条の八の二第十九項」を「第四十条の八の二第二十項」に改め、同項第二号中「第二十二項第四号」を「以下この条」に改め、同条第十二項中「第四十条の八の二第二十項第一号ロ」を「第四十条の八の二第二十一項第一号ロ」に改め、同条第十三項中「第四十条の八の二第二十二項」を「第四十条の八の二第二十三項」に改め、同条第十五項中「第四十条の八の二第二十六項」を「第四十条の八の二第二十七項」に改め、同条第二十一項第一号イ中「による」の下に「同項の規定の適用に係る」を加え、同項第二号中「第二十三項第一号」の下に「及び第二十七項第一号」を加え、同条第二十二項第一号中「法第七十条の七の二第二項第七号に規定する経営報告基準日（以下この条において「経営報告基準日」という。）」を「その経営報告基準日（法第七十条の七の二第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項第二号中「当該経営報告基準日」を「その経営報告基準日」に改め、同項第三号中「当該経営報告基準日が」を「その経営報告基準日が」に改め、同号ロ及びハ中「第四十条の八の二第二十二項」を「第四十条の八の二第二十三項」に改め、同項第四号中「当該経営報告基準日」を「経営承継相続人等につき」に改め、同条第二十三項中「書類は、」の下に「特例非上場株式等に係る認定承継会社に係る」を加え、同項第一号中「当該」を「その」に改め、「認定承継会社の」を削り、同項第二号中「前号の認定承継会社の」を削り、「当該」を「その」に改め、同項第三号中「当該経営報告基準日」を「その経営報告基準日」に改め、「第一号の認定承継会社の」及び「当該認定承継会社の」を削り、「確認できる書類」の下に「（当該認定承継会社が証明したものに限る。）」を加え、同項第四号中「当該経営報告基準日」を「その経営報告基準日」に「までに」を「までの間に」に、「事業年度」を「各事業年度」に改め、「第一号の認定承継会社の」を削り、同項第五号中「当該」を「その」に改め、「第一号の認定承継会社の」を削り、同項第六号中「当該」を「その」に改め、同項第七号中「までに第一号の認定承継会社が」を「までの間に」に、「をした」を「があつた」に改め、同項第八号中「事項」を「書類」に改め、同条第二十四項第二号ハ中「確認できる書類」の下に「（当該合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限る。）」を加え、同条第二十六項及び第二十七項を次のように改める。

26　施行令第四十条の八の二第四十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　経営承継相続人等の氏名及び住所

二　被相続人から法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により特例非上場株式等の取得をした年月日

三　特例非上場株式等に係る認定承継会社の名称及び本店の所在地

四　その死亡等の日（施行令第四十条の八の二第四十一項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与をした日をいう。以下この項及び次項において同じ。）までに終了する各事業年度（当該死亡等の日の直前の経営報告基準日及び同条第一項に規定する相続税の申告書の提出期限までに終了する事業年度を除く。）における総収入金額

五　その死亡等の日における猶予中相続税額

六　その死亡等の日において経営承継相続人等が有する特例非上場株式等の数又は金額及び当該経営承継相続人等に係る被相続人の氏名

七　その死亡等の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、認定承継会社に係る次に掲げる事項

イ　当該死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における資本金の額及び準備金の額又は出資の総額

ロ　当該死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における施行令第四十条の八の二第二十三項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合

ハ　当該死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における施行令第四十条の八の二第二十三項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第九号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合

ニ　当該死亡等の日における法第七十条の七の二第二項第一号イに規定する常時使用従業員の数

八　その死亡等の日の直前の経営報告基準日（経営承継相続人等が法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して一年を経過する日までの間に死亡した場合には、当該相続税の申告書の提出期限。次号及び次項において同じ。）の翌日から当該死亡等の日までの間に認定承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合、会社分割をした場合、組織変更をした場合又は解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）をした場合には、その旨

九　その死亡等の日の直前の経営報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に経営承継相続人等につき法第七十条の七第五項又は第六項の規定により納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額がある場合には、同条第五項又は第六項の各号の上欄のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中相続税額及びその明細

十　その他参考となるべき事項